C:\Users\zenrin\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\OYLOII2Q\MC900228485[1].wmf２０１４　園長だより　１０月号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成26年10月24日発行）

１０月９日（木）保護者説明会ご出席・ご協力有難うございました。

平成２７年度から始まる新制度について，説明会で行いました説明の補足や出されました質問について整理し，ご報告いたします。

　最初に，「預かり保育」とは何かについて補足説明しますと，「教育標準時間（１号認定…４時間程度）」及び「保育標準時間（２号認定…１１時間以内）または保育短時間（２号認定…８時間以内）」以外の時間に児童を預かり保育する仕組みのことです。

　質問１　２歳未満児の預かり保育は可能ですか。

　　回答　　満３歳児からの預かり保育は可能ですが，３歳未満児については現在検討中です。満３歳児とは年度途中に満３歳になった児童のことで，その時点で初めて満３歳児といい，その翌日から園児として正式に入園できる児童のことです。現在幼稚園や認定こども園ではその年齢の児童を受け入れ・保育することを正式に認められています。一方，その年度途中に満３歳になる児童であっても４月１日から誕生日までは満２歳であるので，その期間は満３歳児とは言えず，これまで同様その期間は正式入園できません。そこで満３歳児になるまでの間，なんとか預かれる方策はないものか，引き続き模索しているところです。

　質問２　預かり保育では何時間みてもらえるのですか。

回答　　２号認定者については１１時間の保育が標準（１１時間を超さなければ預かり保育とはならない）ですので問題ないと思います。万が一それ以上の保育を望む場合は預かり保育として料金をいただくようになります。料金は今検討中ですが，１時間１００円程度と考えています。

１号認定者については４時間（これについては多少の幅があります）の教育標準時間の他は預かり保育時間となります。その場合，新制度では指定の預かり保育料をいただくことになります。その額については未定ですが，案としては，市内の各園とも共通に１時間１００円程度，１日５００円程度，１か月１０，０００円程度となるよう幼稚園同士の会合の中で検討中です。当園では９時から１４時までの５時間を教育標準時間としてとらえ，その前後の時間帯の預かり保育については無料でやってきました。来年度は９時から１４時以外をすべて預かり保育時間として料金をいただくことにするのか，それとも送り迎えの多い時間帯，つまり８時から９時，１４時から１６時までの時間帯は無料とするのか他の園との協議の中で検討していく予定です。

　質問３　２号認定の決定はどのようになされるのか。

　　回答　　両親とも仕事をもっているなどのいくつかの条件に合致すること（「保育に欠ける状態」という）。労働時間でいえば，石岡市では１か月６０時間以上，１日４時間以上，１か月１５日以上が条件です。

　質問４　平成２７年度の認定はいつ決まるのですか。また，年度途中の変更は認められるのですか。認められる場合は何回まで認められるのですか。

　　回答　　認定の決定は２月ごろの予定です。認定の途中変更はその都度受け入れるとのことで，その場合，変更に必要な書類等を保護者から提出していただくとのことです。また，現況確認のための届書を年１回提出していただき，万が一，保育料等の額が適正でない場合は返還していただくなどするそうです。

　質問５　多子世帯の保護者負担軽減措置はどうなるか。

　　回答　　２号認定者は現在同様３歳から５歳までとなりますが，１号認定者は３歳から８歳（小学３年生）までと延長されます。仮に，小学校（１～３学年）に第１子がいる場合，幼稚園の第２子は半額，第３子は無料となります。